

法務省保更第 106 号  
令和 7 年 12 月 24 日

保 護 観 察 所 長 殿  
地方更生保護委員会事務局長 殿 (参考)

法務省保護局更生保護振興課長 (公印省略)  
法務省保護局観察課長 (公印省略)

### 保護観察対象者等に対する居住支援の実施に係る住宅セーフティネット制度との連携等について (通知)

令和 7 年 10 月 1 日に、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 43 号）が施行され、従来の住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」という。）の入居を拒まない賃貸住宅（以下「セーフティネット住宅」という。）の登録制度、居住支援法人や居住支援協議会等の制度に加え、大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備や住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化等を目的として、居住支援法人等が入居中のサポートを行う賃貸住宅（以下「居住サポート住宅」という。）の認定制度、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者の認定制度の創設等、所要の措置が講じられました。

また、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和 7 年国土交通省令第 71 号）により、従来の保護観察対象者、更生緊急保護を受けている者に加え、生活環境の調整の対象者、刑執行終了者等に対する援助を受けている者（以下「保護観察対象者等」と総称する。）などが要配慮者に追加されました。

保護観察対象者等の社会復帰や再犯防止のためには、安定した住居や居場所の確保が不可欠であり、保護観察対象者等に対する居住支援の実施に当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号。以下「住宅セーフティネット法」という。）に基づく住宅セーフティネット制度との連携を図ることが重要です。各府におかれては、保護観察対象者等に対する居住支援の実施に係る住宅セーフティネット制度との連携等について、下記事項を参照の上、適確かつ円滑な対応に努めるようお願いします。

平成 30 年 12 月 27 日付け法務省保更第 134 号当職通知「保護観察対象者等に対するいわゆるセーフティネット住宅の活用等について」は、本年 12 月 23 日をもって廃止します。

なお、国土交通省から、本件に関連して、本年7月18日付け事務連絡「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」(別添1)が発出されていますので、参考までに添付します。

## 記

### 1 住宅セーフティネット制度について

住宅セーフティネット制度は、住宅セーフティネット法第2条第1項に規定する低額所得者、高齢者及び障害者等並びに住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成29年国土交通省令第63号)第3条に規定する保護観察対象者等の住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給の促進とその居住の安定の確保を図る制度である。

保護観察所においては、住宅セーフティネット制度との連携の重要性に鑑み、同制度の趣旨や内容を理解するとともに、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産関係事業者・団体、福祉関係事業者・団体並びに居住支援法人等の地域の居住支援に関する社会資源の状況等について情報収集し、府内及び管内の各更生保護関係団体等と適宜共有すること。

また、保護観察対象者等に対する居住支援の実施に当たっては、これら地域の居住支援に関する社会資源の状況等も踏まえ、上記関係者・団体等と緊密に連携(関係者・団体等が参加する居住支援協議会との連携を含む。)して対応すること。加えて、上記関係者・団体等に対しては、住宅確保要配慮者である保護観察対象者等に関する情報について、当該保護観察対象者等が同意する限りにおいて、支援に必要な範囲で提供するとともに、下記2に係る証明書を含む個人情報の取扱いについて、十分留意するよう求めること。

さらに、上記関係者・団体等からの求めがあれば、可能な範囲で更生保護に係る相談対応・助言等を行っていくことも重要である。

本制度の活用に当たっては上記に留意するとともに、下記及び別添2のとおり、住宅セーフティネット法に基づく制度の概要及び留意点等をまとめたので参考とされたい。

#### 1-1 セーフティネット住宅について

セーフティネット住宅は、住宅セーフティネット法に基づき都道府県等に登録された、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅である。保護観察所においては、保護観察対象者等や生活環境の調整の対象者の家族等の引受人等から保護観察対象者等の住居の確保について相談を受けた際は、必要に応じ、別添3等を用いて、セーフティネット住宅の活用等について助言等されたい(各都道府県等のセーフティネット住宅については、セーフティネット住宅情報提供システム(<https://safetynet-jutaku.mlit.go.jp>)で検索できる。)。ただし、セーフティネット住

宅は、入居を拒まない要配慮者の範囲を限定することが可能であり、必ずしも全ての要配慮者が入居を拒まれないものではないことに留意すること。

なお、入居時に保護観察対象者等であることをもって要配慮者として入居した者が、保護観察期間等が終了したことにより要配慮者ではなくなったとしても、そのことのみをもって退去する必要はないとされている。

## 1-2 居住サポート住宅について

居住サポート住宅は、居住支援法人等が大家と連携して、要配慮者に対し、日常の安否確認や訪問等による見守り、生活・心身の状況に応じた福祉サービスへのつなぎを行う賃貸住宅である。保護観察対象者等が、単身高齢者など安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎが必要と認められる要配慮者である場合には、その居住先として居住サポート住宅を活用することも考えられる。

保護観察所においては、保護観察対象者等や引受人等から保護観察対象者等の住居の確保について相談を受けた際は、必要に応じ、居住サポート住宅の活用等について助言等されたい（各都道府県の居住サポート住宅については、居住サポート住宅情報提供システム（<https://support-jutaku.mlit.go.jp>）で検索できる。）。その際、居住サポート住宅を提供する居住支援法人等に対し、当該対象者の保護観察等を実施する責任は保護観察所の長にあり、犯罪につながるような行動があった場合等の必要な対応は保護観察所が行う旨をあらかじめ説明するとともに、入居後も支援における不安等の訴えがあった場合には、速やかに当該対象者と面接するなどして、保護観察対象者等の受入れに係る不安や懸念事項に寄り添い、丁寧に対応すること。

なお、居住サポート住宅を提供する居住支援法人等の要望等に応じて、保護観察や更生緊急保護の期間中だけでなく、その後も更生保護に関する地域援助を活用するなどして、伴走支援の柔軟かつ積極的な実施を検討すること。

## 1-3 居住支援法人について

居住支援法人は、特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、居住支援を目的とする会社等であって、支援業務に関し基準に適合すると認められる法人を、都道府県が指定したものである。

居住支援法人の中には、保護観察対象者等を支援対象に含めているケースも想定されることから、保護観察対象者等に対する居住支援の実施に当たっては、あらかじめこうした居住支援法人と相互に情報共有を図るとともに、1-2に記載の趣旨も踏まえた緊密な連携を図ることが望ましい。

## 1-4 認定家賃債務保証業者について

認定家賃債務保証業者は、要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者として、居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を正当な理由なく断らな

いこと、要配慮者との家賃債務保証契約について緊急連絡先を親族等の個人に限定しないこと等の基準に適合することについて、国土交通大臣が認定したものである。

保護観察対象者等が民間賃貸住宅に入居する場合、賃貸人等と相談して認定家賃債務保証業者を利用することも考えられるので、必要に応じ、本制度について情報提供されたい。

### 1-5 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の整備について

今般の法改正により、地方公共団体による居住支援協議会の設置が努力義務とされ、住まいに関する相談窓口から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した地域における総合的・包括的な居住支援体制の整備が一層推進されているところ、居住支援協議会には保護観察所や更生保護施設、地区保護司会の積極的な参画も期待される。

保護観察対象者等への適切な支援と課題の解決を円滑に進めるため、地方公共団体をはじめとした様々な関係者・団体等と相互理解を深めながら、必要な時に連絡・相談し、お互いの得意分野・専門分野を活用できる関係の構築をお願いしたい。

### 1-6 居住支援関係の情報収集等について

保護観察所においては、地方公共団体の住宅部局や福祉部局、地域の居住支援協議会等と連携するなどして地域の居住支援に関する社会資源の状況等について情報収集し、それらについて府内及び管内の各更生保護関係団体等と適宜共有すること。

また、厚生労働省では「住まいの困りごと相談窓口 すまこま。」において、居住支援に関する各種支援策を紹介している（※1）ことから、適宜、参考とされたい。

※1 住まいの困りごと相談窓口 すまこま。 <https://sumakoma.mhlw.go.jp/>

## 2 保護観察対象者等であることを証する証明書の発行について

保護観察対象者等がセーフティネット住宅等に入居する場合、保護観察対象者等本人や引受人等から、当該住宅の入居者が保護観察対象者等であることの証明を求められる場合がある。その際には、下記事項を参照して適切に対応されたい。

### 2-1 保護観察所が証明依頼を受けることが想定される主なケースについて

セーフティネット住宅が、入居者を要配慮者に限定した住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）である場合、入居しようとする者又は既に入居している者（以下「入居者等」という。）は、賃貸人等から、自身が要配慮者であることの証明を求められることがある。

この際、保護観察対象者等である入居者等や引受人等から保護観察所に対し、当該入居者等が保護観察対象者等であることを証する証明書の発行を依頼することがある。

## 2-2 証明書発行の流れ

(1) 保護観察所は、2-1の証明書の発行依頼を受けた場合、当該入居者等に対し、別紙1の申請書を提出するよう求めること（別添3「証明書発行の流れ」②）。証明書を入居者等本人以外の代理人（引受人等）が使用する予定のある場合は、申請書の所定の欄に記入をすること。

また、代理人となり得る者から直接、保護観察所に証明書の発行依頼があった場合でも、入居者等本人に申請書を記載するよう求めること。例えば、引受人等から保護観察所に対して証明書の発行依頼があった場合、その旨を生活環境調整報告書に記載し、生活環境調整状況通知書に申請様式を添付して施設へ送付し、当該入居者等に記載を求め、身上変動通知書によって申請書の返送を受けるなどといった手続が想定される。また、その際、当該入居者等と引受人等の間において住居の確保や調整方針に関する認識の齟齬がないよう、手紙や面会等によって互いに意思確認や情報共有を綿密に行うよう、両者に対して促すこと。

(2) 入居者等から申請書を受理した場合、速やかに別紙2の証明書を当該入居者等に発行すること（別添3「証明書発行の流れ」③）。

なお、郵送等で証明書発行の申請を受ける場合は、必ず入居者等本人であることを確認できる資料（運転免許証、健康保険証、住民票、仮釈放許可決定書等の写し）の添付を求める。

また、代理人が証明書を利用する場合には、入居者等本人と代理人の双方にに対して証明書を発行すること。

別紙1

申 請 書

年 月 日

○○保護観察所長 殿

私が住宅確保要配慮者であることを証明願います。

申 請 者

氏 名

生年月日 年 月 日

住 所

電 話

入居 (予定) 日 年 月 日

代理人（引受人等）が証明書を使用する場合

代理人氏名：

住 所：

あなたとの関係：

別紙2

証明書

氏名

生年月日

住所

上記の者について、下記のとおり住宅確保要配慮者であることを証明します。

記

1 期間等

保護観察対象者

保護観察期間： 年 月 日から 年 月 日まで

更生緊急保護対象者

更生緊急保護を実施した期間： 年 月 日から  
年 月 日まで

更生緊急保護の申出のあった日： 年 月 日

生活環境の調整の対象者

受理日： 年 月 日

刑期終了日： 年 月 日

収容施設：

刑執行終了者等援助を受けている者

受理日： 年 月 日

2 使用目的

住宅確保要配慮者であることを証明するため。

年 月 日

○○保護観察所長 印

## 別添

事務連絡

令和7年7月18日

各都道府県  
各政令市  
各中核市

御担当各位

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
安心居住推進課

### 住宅確保要配慮者であることの確認方法について

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を実施し既存住宅等を改修した専用住宅（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第9条第1項第7号に規定する専用住宅をいう。）については、入居の際には住宅確保要配慮者であることの確認が必要となるため、入居資格の確認について、「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」（平成30年1月24日付事務連絡）により、周知しているところである。

今般、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（令和7年国土交通省令第71号）により、住宅確保要配慮者の範囲が改正されたため、本事務連絡を以下のとおり改正することとする。

### 記

「住宅確保要配慮者であることの確認方法について」の別紙1の表を以下のとおり改正する。

#### ＜住宅確保要配慮者であることを確認する書類の例＞

改正後		現行	
省令により規定	<p>更生保護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>保護観察所の証明書</u></li><li>・上記のほか更生保護対象者であることが確認できる書類</li></ul>	省令により規定	<p>更生保護対象者</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・<u>保護監察所の証明書</u></li><li>・上記のほか更生保護対象者であることが確認できる書類</li></ul>
更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する生活環境の調整の対象者	<ul style="list-style-type: none"><li>・保護観察所の証明書</li><li>・上記のほか生活環境の調整の対象者であることが確認できる書類</li></ul>	(新設)	(新設)

刑執行終了者等に対する援助を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所の証明書</li> <li>・上記のほか刑執行終了者等に対する援助を受けている者であることが確認できる書類</li> </ul>	(新設)	(新設)
刑の執行のため刑事施設に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事施設の証明書</li> </ul>	(新設)	(新設)
刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年院の証明書</li> </ul>	(新設)	(新設)
労役場に留置されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事施設の証明書</li> </ul>	(新設)	(新設)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する困難な問題を抱える女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターが発行する証明書</li> <li>・女性相談支援員が発行する証明書</li> <li>・女性自立支援施設が発行する証明書</li> <li>・地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体が発行する確認書</li> <li>・上記のほか困難な問題を抱える女性であることが確認できる書類</li> </ul>	(新設)	(新設)

以上

事務連絡  
平成30年1月24日  
(令和7年7月18日改正)

各都道府県  
各政令市  
各中核市  
} 御担当各位

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
安心居住推進課

### 住宅確保要配慮者であることの確認方法について

平素より、住宅政策の推進にご尽力賜り感謝申し上げます。

本年10月25日に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」（平成29年法律第24号）が施行されました。

登録された住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅のうち、既存住宅等を改修して住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（以下「専用住宅」という。）とする民間事業者等に対して、その実施に要する費用の一部を補助する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を実施した専用住宅については、入居の際には住宅確保要配慮者であることの確認が必要となります。

については、入居資格の確認について、下記のとおり運用することとしましたのでお知らせします。

なお、地方公共団体が専用賃貸住宅の改修や家賃及び家賃債務保証料の低廉化に対して補助を実施する場合においても、入居資格の確認が必要となることから、適切な運用及び事業者等へのご指導の参考としていただきますようお願いします。

#### 記

##### 1 住宅確保要配慮者の確認方法について

原則として、別紙1「住宅確保要配慮者であることを確認する書類の例」に掲げる書類を確認する。

なお、入居しようとする住宅確保要配慮者の置かれている状況を勘案し、書類の提出にあたって入居者へ過度な負担を強いることがないよう柔軟な確認方法を選択するよう留意する。

##### 2 低額所得者であることの確認方法について

低額所得者であることの確認については、別紙2「低額所得者であることの確認方法」に記載する「1. 非常に簡易な確認方法」または「2. 簡易な確認方法」にしたがって月収額を算出し確認しても差し支えない。なお、これらの方法で確認できない場合には、従来どおり公営住宅法に定める算定方法により確認する。

## &lt;住宅確保要配慮者であることを確認する書類の例&gt;

住宅確保要配慮者		確認する書類の例
法律により規定	低額所得者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民税納税通知書</li> <li>・住民税課税証明書（非課税証明書）又は所得証明書</li> <li>・源泉徴収票又は給与支払い明細書</li> <li>・確定申告書の控え</li> <li>・上記のほか収入・所得が確認できる書類</li> </ul>
	被災者（発災後3年以内）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> <li>・被災証明書</li> <li>・住民票及び誓約書（被災時に当該市区町村に居住していた旨）</li> <li>・上記のほか被災者であることが確認できる書類</li> </ul>
	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票</li> <li>・住民基本台帳カード、マイナンバーカード</li> <li>・健康保険証</li> <li>・運転免許証</li> <li>・戸籍謄本・戸籍抄本</li> <li>・年金手帳</li> <li>・上記のほか、年齢又は生年月日が確認できる書類</li> </ul>
	身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・療育手帳（都道府県知事、指定都市市長、中核都市市長が交付）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほか障害者であることが確認できる書類</li> </ul>
	子ども（高校生相当以下）を養育している者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票（世帯員全員の記載）</li> <li>・戸籍謄本・戸籍抄本</li> <li>・上記のほか子どもの年齢又は生年月日及び子どもと生計を一にしていることが確認できる書類</li> </ul>
省令により規定	外国人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・外国人登録証明書又は特別永住者証明書</li> <li>・上記のほか外国人であることが確認できる書類</li> </ul>
	中国残留邦人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができる書類及び中国残留邦人であることが掲載された新聞記事等の写し</li> <li>・上記のほか中国残留邦人であることが確認できる書類</li> </ul>
	児童虐待を受けた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童相談所や警察の証明書</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほか児童虐待を受けたことが確認できる書類</li> </ul>

住宅確保要配慮者	確認する書類の例
ハンセン病療養所入所者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国立ハンセン病療養所の長等の証明書</li> <li>・上記のほかハンセン病療養所入所者であることが確認できる書類</li> </ul>
DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察の証明書</li> <li>・婦人相談所が発行する証明書</li> <li>・配偶者暴力相談支援センターが発行する証明書</li> <li>・裁判所の保護命令に係る書類</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほか、DV被害者であることが確認できる書類</li> </ul>
北朝鮮拉致被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認ができる書類及び北朝鮮拉致被害者であることが掲載された新聞記事等の写し</li> <li>・上記のほか北朝鮮拉致被害者であることが確認できる書類</li> </ul>
犯罪被害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察の証明書</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・裁判記録</li> <li>・上記のほか犯罪被害者であることが確認できる書類</li> </ul>
生活困窮者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援相談事業で作成された支援計画</li> <li>・上記のほか生活困窮者であることが確認できる書類</li> </ul>
更生保護対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所の証明書</li> <li>・上記のほか更生保護対象者であることが確認できる書類</li> </ul>
更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する生活環境の調整の対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所の証明書</li> <li>・上記のほか生活環境の調整の対象者であることが確認できる書類</li> </ul>
刑執行終了者等に対する援助を受けている者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護観察所の証明書</li> <li>・上記のほか刑執行終了者等に対する援助を受けている者であることが確認できる書類</li> </ul>
刑の執行のため刑事施設に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事施設の証明書</li> </ul>
刑又は保護処分の執行のため少年院に収容されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少年院の証明書</li> </ul>

住宅確保要配慮者		確認する書類の例
基本方針の例示	労役場に留置されていた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・刑事施設の証明書</li> </ul>
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）に規定する困難な問題を抱える女性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性相談支援センターが発行する証明書</li> <li>・女性相談支援員が発行する証明書</li> <li>・女性自立支援施設が発行する証明書</li> <li>・地方公共団体と連携して被害者への支援を行っている民間支援団体が発行する確認書</li> <li>・上記のほか困難な問題を抱える女性であることが確認できる書類</li> </ul>
	大規模災害の被災者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・罹災証明書</li> <li>・被災証明書</li> <li>・被災者生活再建支援金の受領の事実が確認できる書類</li> <li>・上記のほか大規模災害の被災者であることが確認できる書類</li> </ul>
	海外からの引揚者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの引揚者であることが確認できる書類</li> </ul>
	新婚世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻届受理証明書</li> <li>・戸籍謄本・戸籍抄本</li> <li>・上記のほか新婚世帯であることが確認できる書類</li> </ul>
	原子爆弾被爆者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者健康手帳</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほか原子爆弾被爆者であることが確認できる書類</li> </ul>
	戦傷病者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戦傷病者手帳</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほか戦傷病者であることが確認できる書類</li> </ul>
	児童養護施設退所者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童養護施設の証明書</li> <li>・上記のほか児童養護施設退所者であることが確認できる書類</li> </ul>
	L G B T（レズビアン・ゲイ・バイセクシャル・トランスジェンダー）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が発行するパートナーシップ証明書</li> <li>・医師の診断書</li> <li>・上記のほかL G B Tであることが確認できる書類</li> </ul>
	U I Jターンによる転入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移転前の住所が確認できる書類</li> <li>・上記のほかU I Jターンによる転入者であることが確認できる書類</li> </ul>

住宅確保要配慮者	確認する書類の例
住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護士であることの証明書及び勤務地がわかる書類</li><li>・保育士であることの証明書及び勤務地がわかる書類</li><li>・生活支援の内容（対象者、地域、活動等）とそれを行っていることがわかる書類</li><li>・上記のほか住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者であることが確認できる書類</li></ul>

## 低額所得者（政令月収15.8万円以下）であることの確認方法

1の「非常に簡易な確認方法」により低額所得者・低額所得世帯であることが確認できない場合のみ、2の「簡易な確認方法」により確認してください。

それでも確認できない場合には、別紙3「公営住宅法に定める算定方法」により確認してください。

### 1. 非常に簡易な確認方法

以下のいずれか1つに該当する場合は、低額所得者・低額所得世帯となります。

①～⑤のうち該当するものに、所得金額を記入（①又は③の場合は「○」を記入）の上、必要な書類を提出してください。

	所得金額（円）	確認する書類等（いずれか1つ）
<b>① 生活保護受給者</b> 入居世帯が生活保護費を受給していること		・生活保護受給証明書があること
<b>② 紙与所得者</b> 入居世帯の所得金額の合計が 1,896,000 円以下であること		・源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」 ・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」
<b>③ 国民年金のみの受給者</b> 入居世帯が2人以下で、国民年金（老齢基礎年金）のみを受給していること		・年金額改定通知書の「厚生年金保険」に記載がないこと ・年金振込通知書の「年金の制度・種類」に「厚生年金」の記載がないこと
<b>④ 公的年金の受給者</b> 入居世帯の年金所得の合計額が 1,896,000 円以下であること		・年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」 ・年金振込通知書の「年金支払額」 ・源泉徴収票の「支払金額」 ・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」
<b>⑤ 事業所得者（自営業等）</b> 入居世帯の所得金額が 1,896,000 円以下であること		・住民税決定通知書の「総所得金額」 ・課税（所得）証明書の「所得金額」 ・確定申告書の「所得金額」

## 2. 簡易な確認方法

以下の（1）から（3）までの該当する欄に金額を記入・算定し、算定結果が1,896,000円以下であれば、低額所得者・低額所得世帯となります。

### （1）年間総所得金額の算定

入居世帯のすべての所得金額を記入してください。

	所得金額（円）	確認する書類等（いずれか1つ）
給与所得（1人目）		<ul style="list-style-type: none"><li>源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」</li><li>住民税決定通知書の「総所得金額」</li><li>課税（所得）証明書の「所得金額」</li><li>確定申告書の「所得金額」</li></ul>
給与所得（2人目）		
給与所得（3人目）		
年金所得（1人目）		<ul style="list-style-type: none"><li>年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」</li></ul> <p>※</p> <ul style="list-style-type: none"><li>年金振込通知書の「年金支払額」※</li><li>源泉徴収票の「支払金額」※</li></ul> <p>※左に記入する所得金額は、書類に記載された金額から700,000円を引いた額としてください（ただし、0円未満の場合は0円）</p>
年金所得（2人目）		<ul style="list-style-type: none"><li>住民税決定通知書の「総所得金額」</li><li>課税（所得）証明書の「所得金額」</li><li>確定申告書の「所得金額」</li></ul>
事業等所得（1人目）		<ul style="list-style-type: none"><li>住民税決定通知書の「総所得金額」</li><li>課税（所得）証明書の「所得金額」</li><li>確定申告書の「所得金額」</li></ul>
事業等所得（2人目）		
<b>所得金額の合計額</b>		



この合計額を年間総所得金額（A）  
とします。

## (2) 控除額の算定

入居世帯の家族構成（扶養親族等の人数）と控除額を記入してください。

	人数 (人) (a)	1人当たりの控除額 (円) (b)	控除額 (円) (a)×(b)
① 入居する親族（本人を除く）及び同居しない扶養親族		380,000	
② ①のうち満 70 歳以上の扶養親族		100,000	
③ ①のうち満 16 歳以上 23 歳未満の扶養親族		250,000	
①～③の合計額			



この合計額を控除額（B）とします。

## (3) 判定

$$\text{年間総所得金額 (A)} - \text{控除額 (B)} = \text{_____ (円)}$$

年間総所得金額（A）から控除額（B）を引いた金額が 1,896,000 円以下であれば、低額所得者・低額所得世帯です。

所得の確認に用いた書類と、家族構成の確認に用いた書類を提出してください。

# 住宅セーフティネット制度の概要

## 住宅確保要配慮者の範囲

(法律で定める者)

- ・高齢者
- ・低額所得者
- ・障害者
- ・子育て世帯
- ・住宅の確保に特に配慮を要する者として国土交通省令で定める者 等

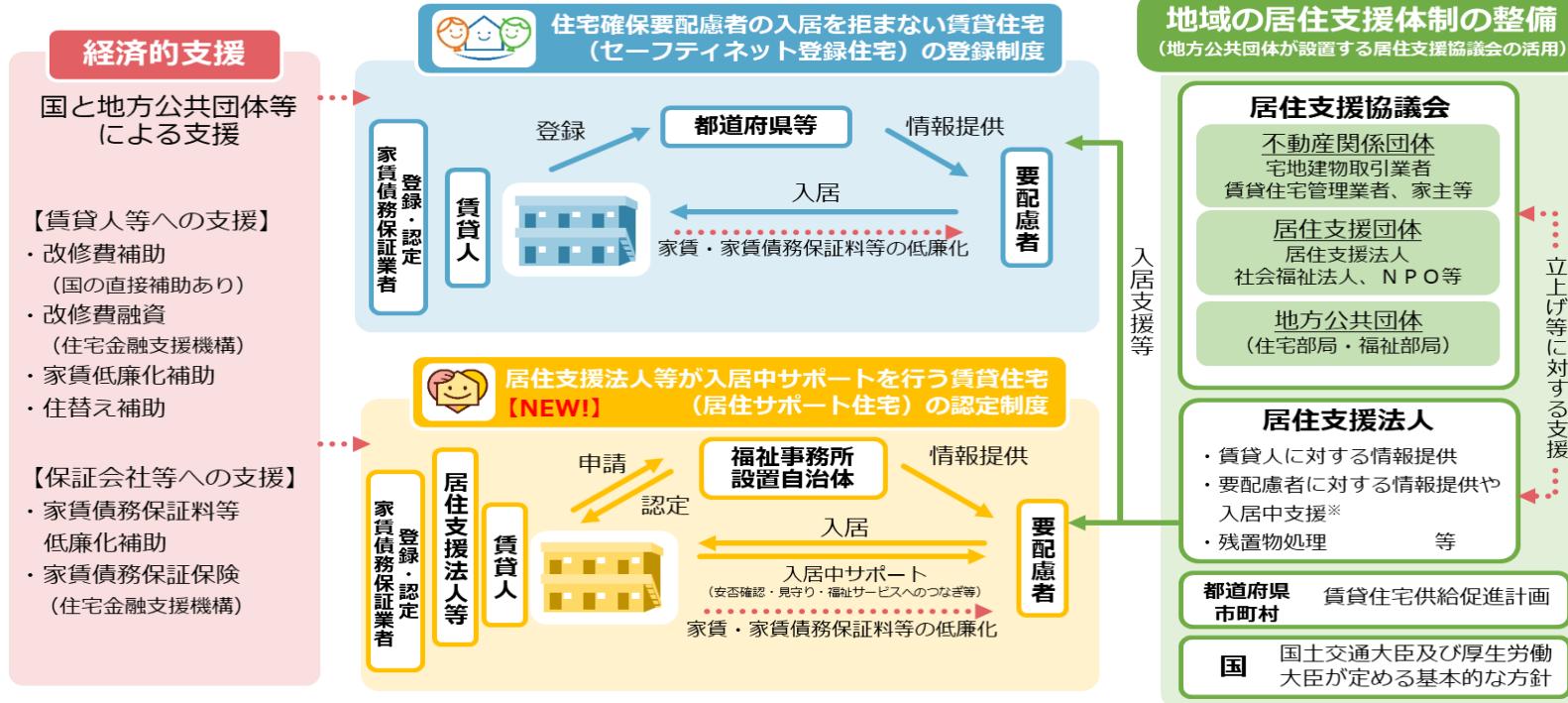
## 住宅確保要配慮者の範囲

(国土交通省令で定める者 ※更生保護分野のみ抜粋)

- ・保護観察対象者
- ・更生緊急保護を受けている者
- ・生活環境の調整の対象者
- ・刑執行終了者等援助を受けている者

※赤字部分は今回の法改正により追加されたもの。

## 主な制度



## ポイント

- ①保護観察対象者等の社会復帰や再犯防止のためには、安定した住居や居場所の確保が不可欠
- ②保護観察対象者等に対する居住支援の実施に当たっては、住宅セーフティネット制度との連携を図ることが重要

# 居住サポート住宅の概要

## 居住サポート住宅

居住支援法人等が大家と連携し、①日常の安否確認、②訪問等による見守り、③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行う住宅。

### 居住支援法人等によるサポート（※）

#### 安否確認

**一日に一回以上、  
通信機器・訪問等により、  
入居者の安否確認を行う**

※安否確認とは、常時作動し異常の有無を感知する通信機器等の設置又は1日1回以上の訪問等のいずれかにより、入居者の無事を確認すること。

#### 見守り

**一月に一回以上、  
訪問等により、  
入居者の心身・生活状況を  
把握する**

※必要に応じて福祉サービスにつなぐための入居者の心身・生活の状況把握を目的とする。

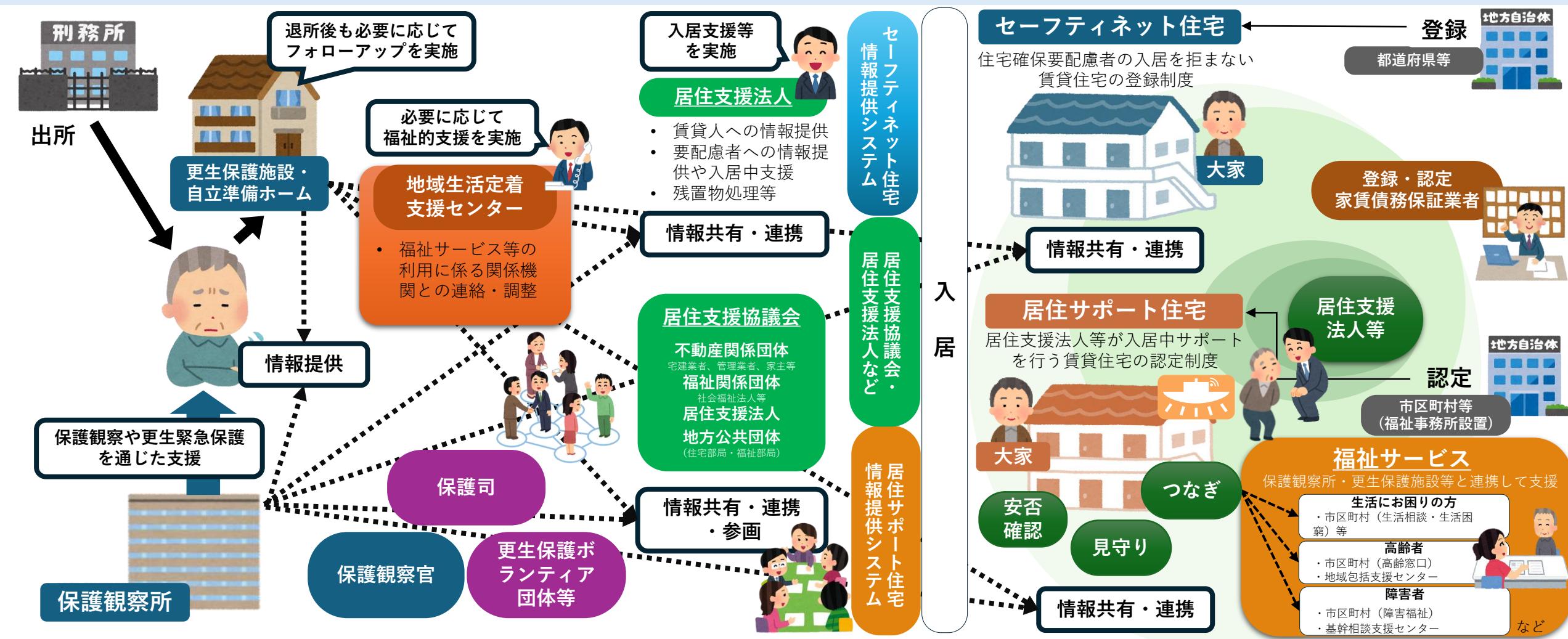
#### 福祉サービスへのつなぎ支援

入居者の心身・生活状況に応じて、利用可能な福祉サービスに関する情報提供や助言を実施し、必要に応じて行政機関や福祉サービス事業者につなぐ

※入居者本人の条件などによって、上記3つのサポートのうちのどのサポートが提供されるのかは異なり、必ずしも3つ全てのサポートが提供されるとは限りません。

# 居住サポート住宅の活用イメージ

- 居住サポート住宅は、居住支援法人等と大家が連携し、入居中のサポート（①ICT等による安否確認、②訪問等による見守り、③福祉サービスへのつなぎ）を行う住宅です。
- 保護観察対象者等が、単身高齢者など安否確認、見守り、福祉サービスへのつなぎが必要と認められる住宅確保要配慮者である場合には、その居住先として居住サポート住宅を活用することも考えられます。
- 保護観察所においては、保護観察対象者等や生活環境の調整の対象者の引受人等から保護観察対象者等の住居の確保について相談を受けた際は、必要に応じ、居住サポート住宅の活用等について助言等を行います。



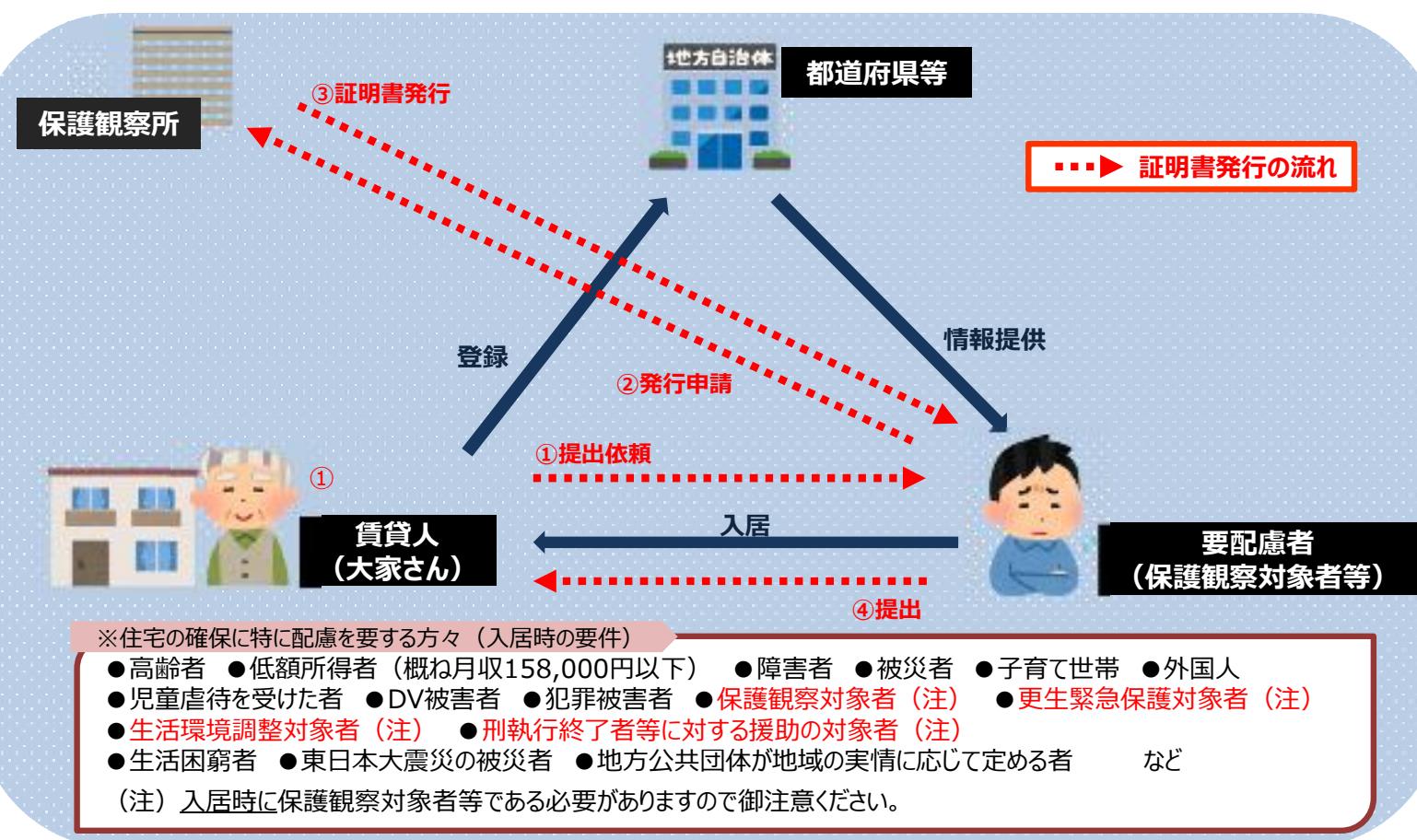
## 「セーフティネット住宅」をご存知ですか？



### 「セーフティネット住宅」とは

保護観察対象者や更生緊急保護対象者などを含む住宅の確保に特に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者（下の※を参照））の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るための制度です。保護観察対象者等であるという要件に該当するとしてセーフティネット住宅への入居を希望される際には、入居審査等でご自身が保護観察対象者等であることを確認される場合がありますので、御留意ください。

また、大家さんからご自身が保護観察対象者等であることの証明書の提出を求められた場合には、保護観察所に相談してください（下図参照）。



### 制度について知りたい方は…

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市）に問い合わせてください

◆ 全国の問い合わせ先は  
こちら



### 住まいや入居後の生活でお困りの方は…

地域の居住支援法人や居住支援協議会の窓口で

- ◆ 居住支援法人は  
こちら
- ◆ 居住支援協議会  
はこちら

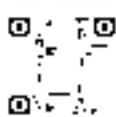
相談を受け付けています

<サポートの例> 入居の相談、住宅の紹介、家賃債務保証、見守りサービス、生活相談

### 自分で住まいを探したい方は…

専用のWEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用してください

◆ 専用WEBサイト  
はこちら



（注）セーフティネット住宅の中には、保護観察対象者等を入居対象者に含めていない住宅もあり必ずしも全ての住宅確保要配慮者が入居できるものではないのでご注意下さい。

## 「セーフティネット住宅」をご存知ですか？

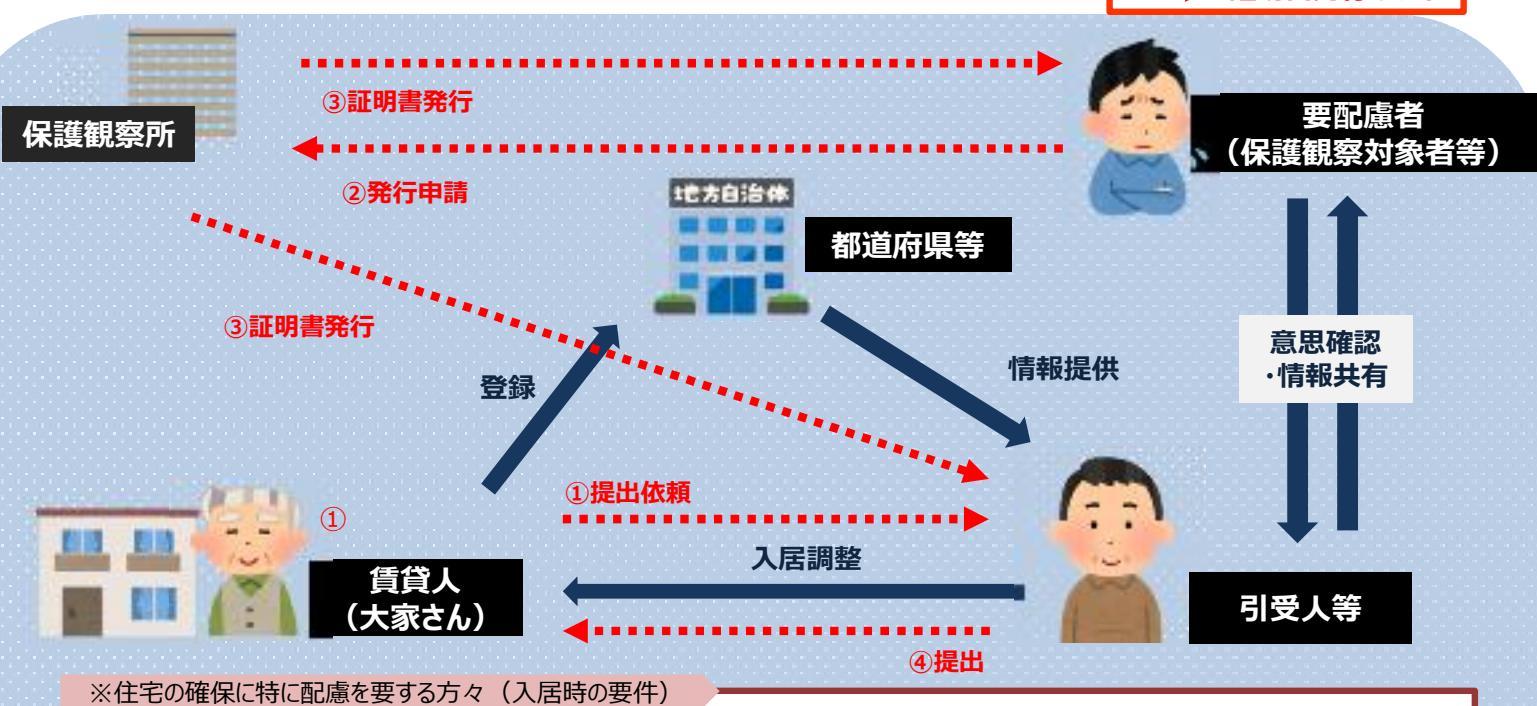


### 「セーフティネット住宅」とは

保護観察対象者や更生緊急保護対象者などを含む住宅の確保に特に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者（下の※を参照））の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を図るための制度です。保護観察対象者等であるという要件に該当するとしてセーフティネット住宅への入居を希望される際には、入居審査等でご本人が保護観察対象者等であることを確認される場合がありますので、御留意ください。

また、大家さんからご本人が保護観察対象者等であることの証明書の提出を求められた場合には、保護観察所に相談してください（下図参照）。

#### ➡ 証明書発行の流れ



※住宅の確保に特に配慮を要する方々（入居時の要件）

- 高齢者 ●低額所得者（概ね月収158,000円以下） ●障害者 ●被災者 ●子育て世帯 ●外国人
- 児童虐待を受けた者 ●DV被害者 ●犯罪被害者 ●保護観察対象者（注） ●更生緊急保護対象者（注）
- 生活環境調整対象者（注） ●刑執行終了者等に対する援助の対象者（注）
- 生活困窮者 ●東日本大震災の被災者 ●地方公共団体が地域の実情に応じて定める者 など

（注）入居時に保護観察対象者等である必要がありますので御注意ください。

### 制度について知りたい方は…

地方公共団体（都道府県、政令市、中核市）に問い合わせてください

◆ 全国の問い合わせ先は  
こちら



### 住まいや入居後の生活でお困りの方は…

地域の居住支援法人や居住支援協議会の窓口で

◆ 居住支援法人は  
こちら



相談を受け付けています

（例）入居の相談、住宅の紹介、家賃債務保証、見守りサービス、生活相談

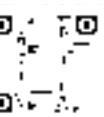
◆ 居住支援協議会は  
こちら



### 自分で住まいを探したい方は…

専用のWEBサイト「セーフティネット住宅情報提供システム」を活用してください

◆ 専用WEBサイト  
はこちら



（注）セーフティネット住宅の中には、保護観察対象者等を入居対象者に含めていない住宅もあり、必ずしも全ての住宅確保要配慮者が入居できるものではないのでご注意下さい。

## 経済的支援

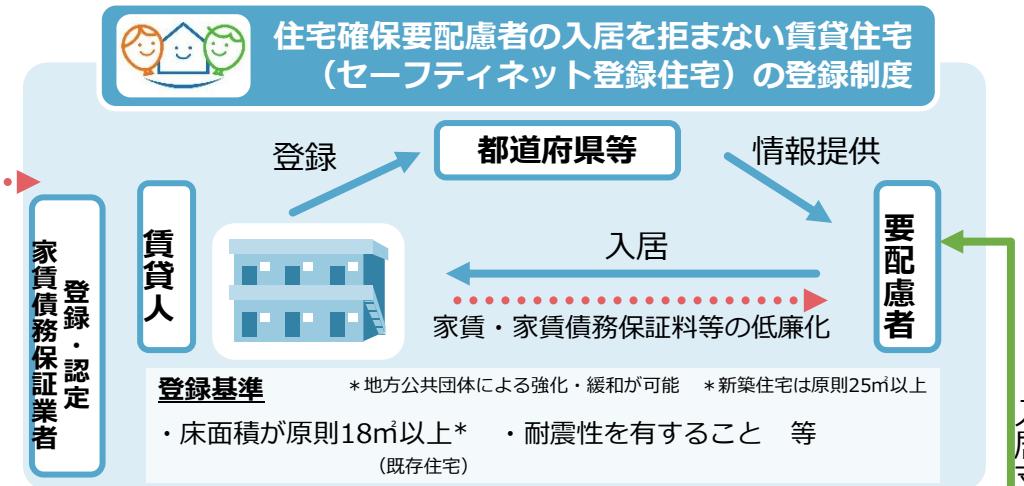
国と地方公共団体等による支援

【賃貸人等への支援】

- 改修費補助  
(国の直接補助あり)
- 改修費融資  
(住宅金融支援機構)
- 家賃低廉化補助
- 住替え補助

【保証会社等への支援】

- 家賃債務保証料等低廉化補助
- 家賃債務保証保険  
(住宅金融支援機構)



## 地域の居住支援体制の整備

（地方公共団体が設置する居住支援協議会の活用）

### 居住支援協議会

不動産関係団体  
宅地建物取引業者  
賃貸住宅管理業者、家主等

居住支援団体  
居住支援法人  
社会福祉法人、N P O等

地方公共団体  
(住宅部局・福祉部局)

### 居住支援法人

- 賃貸人に対する情報提供
- 要配慮者に対する情報提供や入居中支援\*
- 残置物処理 等

\*生活困窮者自立支援制度における地域居住支援事業等、自治体が実施する福祉事業を活用した支援も可能

都道府県  
市町村 賃貸住宅供給促進計画

国 土交大臣及び厚生労働大臣が定める基本的な方針

※セーフティネット登録住宅・居住サポート住宅の供給にあたっては、公営住宅等の公的賃貸住宅の活用も考えられる

出典：国土交通省

## 住宅セーフティネット法で定める者

- ① 低額所得者  
(月収15.8万円(収入分位25%)以下)
- ② 被災者(発災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども(高校生相当まで)を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

## 国土交通省令で定める者

- ・外国人等  
(条約や他法令に、居住の確保に関する規定のある者を想定しており、外国人のほか、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、保護観察対象者、刑の執行等のため矯正施設に収容されていた者、困難な問題を抱える女性、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者  
(発災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が賃貸住宅供給促進計画において定める者  
※ 地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者(ケアリーバー)、L G B T、U I Jターンによる転入者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者などが考えられる。

# 住宅セーフティネット制度(平成29年の法改正後)

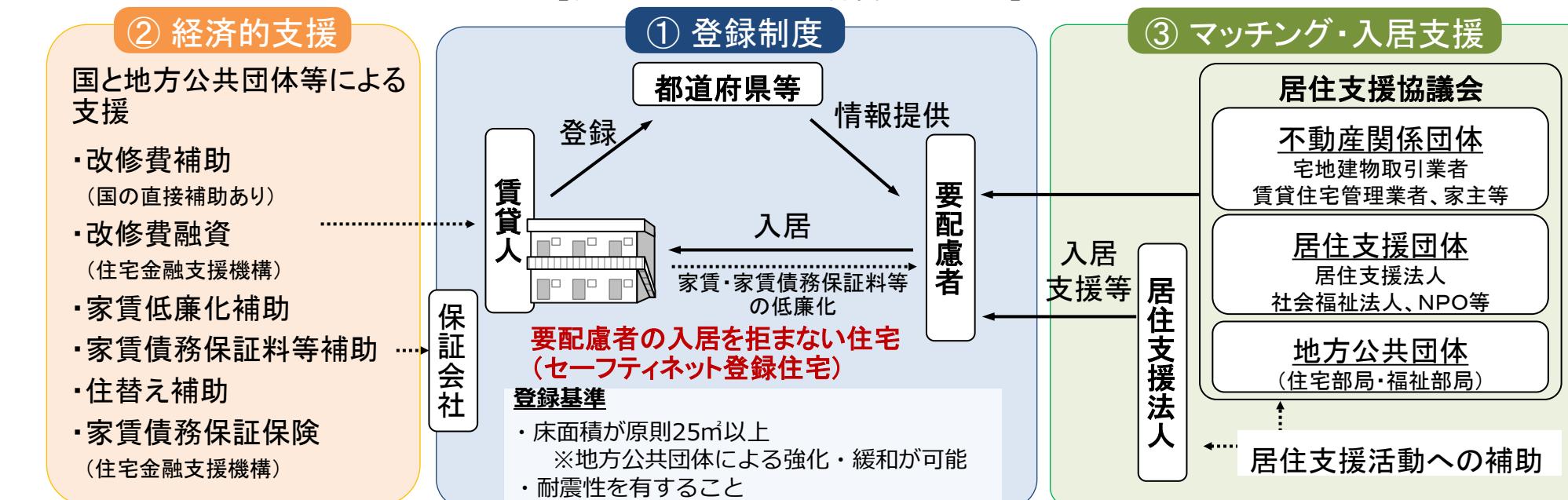
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律  
【公布：平成29年4月26日 施行：平成29年10月25日】

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

### 【住宅セーフティネット制度のイメージ】



### 施行状況

- 補助制度がある自治体数
  - 改修費補助 : 39
  - 家賃低廉化補助 : 57
  - 家賃債務保証料等補助 : 30

(R6年8月時点)

- 登録戸数 : 943,143戸
  - うち専用住宅 (要配慮者専用の住宅) : 6,624戸
- 賃貸住宅供給促進計画の策定 : 47都道府県22市町
  - ※うち21都府県12市で、面積基準を緩和

(R7年3月末時点)

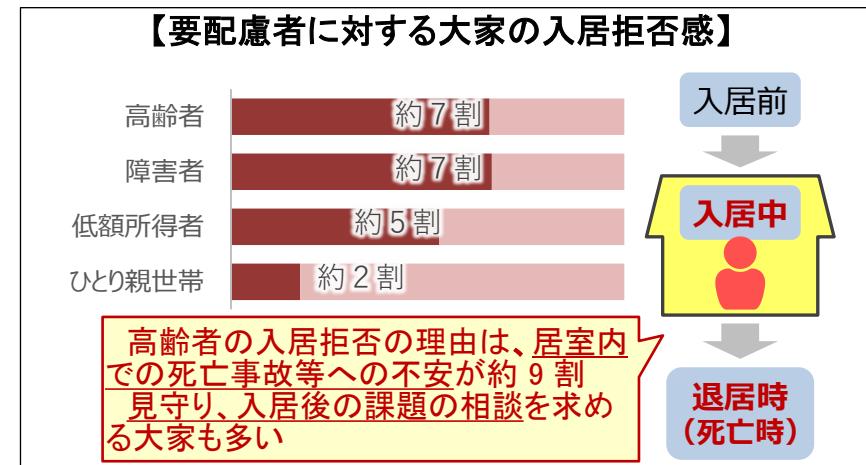
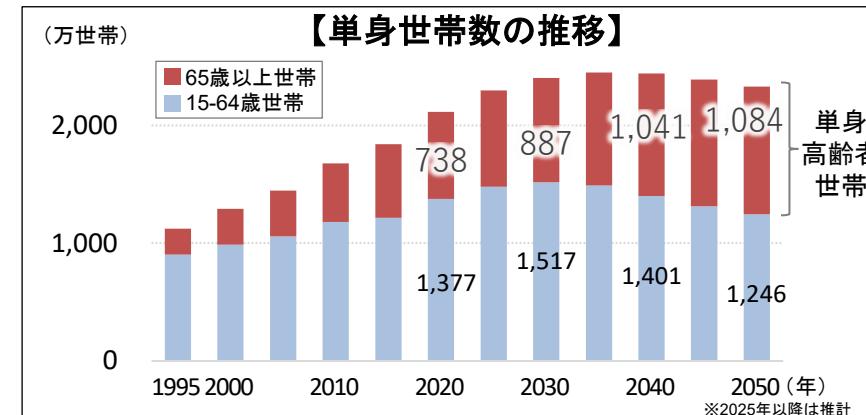
- 居住支援法人の指定数 : 1,029法人
- 居住支援協議会の設立 : 155協議会
  - (47都道府県117市区町村)

(R7年3月末時点)

出典：国土交通省

## 背景・必要性

- 単身世帯の増加※、持家率の低下等により要配慮者の**賃貸住宅**への円滑な入居に対するニーズが高まることが想定される。  
※ 単身高齢者世帯は、2030年に900万世帯に迫る見通し。
- **単身高齢者などの要配慮者に対しては、大家の拒否感が大きい。**これは、孤独死や死亡後の残置物処理等の入居後の課題への不安が背景にある。他方、民間賃貸住宅の空き室※は一定数存在。  
※ 全国の空き家 約900万戸、うち賃貸用は約443万戸  
(2023年住宅・土地統計調査 住宅数概数集計(速報集計))
- 改正住宅セーフティネット法(平成29年)施行後、全国で800を超える**居住支援法人**※が指定され、地域の**居住支援の担い手**は着実に増加。  
※ 要配慮者の入居支援(物件の紹介等)、入居後の見守りや相談等を行う法人(都道府県知事指定)



1. 大家・要配慮者の双方が安心して利用できる**市場環境(円滑な民間賃貸契約)**の整備
2. 居住支援法人等を活用し、**入居中サポートを行う賃貸住宅**の供給を促進
3. **住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制**の強化

# 1. 大家と要配慮者の双方が安心して利用できる市場環境の整備

【住宅セーフティネット法、高齢者住まい法、住宅金融支援機構法】

## 大家の不安

- 死亡後に部屋に残置物があったり、借家権が残ると、次の人に貸せない。
- 孤独死して事故物件になつたら困る。
- 家賃を滞納するのではないか。
- 入居後に何かあっても、家族がない要配慮者の場合、連絡や相談する人がいない。
- 住宅確保要配慮者は、他の住民とトラブルが生じるのではないか。

### 入居中のリスク

大家側では対応しきれないリスクがあるため、相談・内覧・契約を断る実態がある

### 死亡時のリスク

## ① “賃貸借契約が相続されない” 仕組みの推進

### 死亡時のリスク

- ・終身建物賃貸借※の認可手続を簡素化  
(住宅ごとの認可から事業者の認可へ)

※賃借人の死亡時まで更新がなく、死亡時に終了する(相続人に相続されない)賃貸借

## ② “残置物処理に困らない” 仕組みの普及

### 死亡時のリスク

- ・入居者死亡時の残置物処理を円滑に行うため、居住支援法人の業務に、入居者からの委託に基づく残置物処理を追加  
(令和3年に策定した残置物処理のモデル契約条項を活用)

## ③ “家賃の滞納に困らない” 仕組みの創設

### 入居中のリスク

- ・要配慮者が利用しやすい家賃債務保証業者  
(認定保証業者)を国土交通大臣が認定

◆認定基準:居住サポート住宅に入居する要配慮者の家賃債務保証を原則引き受ける、緊急連絡先を親族などの個人に限定しない 等  
⇒(独)住宅金融支援機構(JHF)の家賃債務保証保険による要配慮者への保証リスクの低減



## ④ “入居後の変化やトラブルに対応できる” 住宅の創設(2. 参照)

### 入居中のリスク

### 死亡時のリスク

出典：国土交通省

## 2. 居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進

【住宅セーフティネット法】

居住支援法人等が大家と連携し、

①日常の安否確認、②訪問等による見守り

③生活・心身の状況が不安定化したときの福祉サービスへのつなぎを行った住宅(居住サポート住宅)を創設

＜改正前＞セーフティネット登録住宅(H29創設) 「大家が拒まないこと」、「その物件情報を公表すること」で要配慮者に住宅を供給

＜改正法＞居住サポート住宅の創設

「居住支援法人等※がサポートを行うこと」で要配慮者に住宅を供給

※サポートを行う者は 社会福祉法人・NPO法人・管理会社等、居住支援法人以外も可能

①ICT等による安否確認



連携



②訪問等による見守り

居住支援法人等

要配慮者の生活や心身の状況が不安定になったとき



居住支援法人等

③福祉サービスにつなぐ

・市区町村長(福祉事務所設置)等が国土交通省・厚生労働省の共同省令に基づき認定

・改修費等の補助により供給を促進

特例

入居する要配慮者については認定保証業者(1. 参照) が家賃債務保証を原則引受け

福祉サービス(例)

■生活にお困りの方



特例

生活保護受給者の場合、  
住宅扶助費(家賃)について  
代理納付を原則化

■高齢者



■ひとり親



■障害者



※福祉の専門的な支援を必要とする場合は、要配慮者の特性に応じて福祉サービスを実施する関係機関につなぐ

※課題が複雑など、つなぎ先の判断に迷う場合

自立相談支援機関にて受け止め

出典：国土交通省

### 3. 住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化

【住宅セーフティネット法】

- 国土交通大臣及び厚生労働大臣が共同で基本方針を策定
- 市区町村による居住支援協議会設置の促進（国土交通省・厚生労働省が共同して推進）

国土交通省と厚生労働省の共管

#### 居住支援協議会について

- ・ **市区町村**による**居住支援協議会**※設置を**促進**(努力義務化)し、住まいに関する**相談窓口**から入居前・入居中・退居時の支援まで、住宅と福祉の関係者が連携した**地域における総合的・包括的な居住支援体制**の整備を推進。

- ※ 地方公共団体の住宅部局・福祉部局、居住支援法人、不動産関係団体、福祉関係団体等を構成員とした会議体
- ※ 令和7年3月に協議会設立の手引きを改定
- ※ 準備段階から地域の関係者で話し合いつつ段階的に進めることが重要

【現在(R7.3末)の居住支援協議会設置状況】  
155協議会(全都道府県、117市区町村)

